



眺望第一の初夏の四十三山

——ここから見たエゾ富士の眺めは洞爺湖中のナンバーワンであろう——



# 北海道行政書士会報

発行所  
札幌市中央区南1条西5丁目  
(愛生館ビル)  
北海道行政書士会  
T (251)4073・(251)4061番  
振替口座小樽8224  
印刷所  
株式会社 正文舎印刷所  
札幌市白石区菊水西町2丁目  
T (811)7151-3番

## 第六十五号 もくじ

交通事故問題研究会開催	2
あすをひらく	3
会長 藤山利夫	3
自動車保険士法制定化反対 決議書の送付とこれに伴う 行政書士のあり方について	4
「にせ行政士」の 排除について	5
会務報告	5
各部の動き	6
支部だより	6
札幌支部 農業委員会に要請	6
行政書士登録事務 「自治省の回答」	7
法令用語の知識(2)	7
随筆 「過保護」.....佐藤三千三	8
会員名簿の正誤	8
会員のうごき	8
編集後記	8

交通事故問題研究会開催

第1回交通事故問題研究会要綱

とき 昭和47年11月11日～12日 2日間
ところ 札幌市中央区南4条西13丁目 都市会館 (TEL 561-6291~5)

日程

第1日 11月11日(土)

Table with 4 columns: 時間, 主 題, 担 当 者. Contains schedule for Day 1 (Nov 11th).

第2日 11月12日(日)

Table with 4 columns: 時間, 主 題, 担 当 者. Contains schedule for Day 2 (Nov 12th).

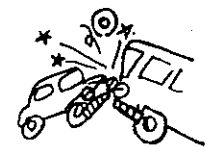
研究問題助言者
交通専門委員長 木川政蔵
委員 沢村孝幸, 三浦喜旌, 倉田吉宏, 黒島宇吉郎
業務研修部長 黒島宇吉郎
保険会社査定課長 出席未定
自賠償調査事務所長 出席未定

案内とお願い

- 1 受講料は無料とする。
2 参加旅費は自弁とする。
3 宿泊希望者は都市会館宿泊部(合宿)に斡旋します。
4 研究事案の持寄り
参加者は現に取扱った交通事故事案で極て難解なもの、その他参考となるべき事案を持寄ること。

出席、欠席の回答を送付のハガキでお知らせ下さい
回答期日 10月20日まで
宿泊斡旋希望の方は10月15日まで

訂正 前号で開催日を9日としましたが、ミスプリントですので、お詫びいたします。



社会情勢の複雑化と共に常に難解な問題を内蔵している交通事故業務について... 加を望みます。



会長 藤山利夫

明治六年、太政官布告、代人規則に始まり、大正九年内務省令代書人規則の制定によって行政書士制度が...

り短期間から徐々にその実績を挙げつ、ありますが、行政書士制度ができて以来、遅滞した諸問題の解決は...

一、会員の資質の向上
最近における行政事務の複雑、高度化の傾向に伴う、官公庁提出書類等の作成能力向上が要求されている事態に対処するため

- 1 行政書士会員としての意識昇揚
2 資質向上のための業務の研修
3 行政書士の職域の確立

その成果に立脚して会員を希望する専門部門別業務の選択をせしめ(例 医師の各分科のごとく)一般的業務指導のほかこれを対象の専門家たる要件を充実に...

3 行政書士の登録事務
従来都道府県知事が行ってきた行政書士名簿の登録は行政書士会が行なうものとされ、本年二月一日より実施されることは、行政事務の簡素化に大きく貢献するものであり、反面行政書士会運営の自主性の強化を図らんとしたものであります。

て居り、登録簿に登載、登録証の交付、道公報の公示など、多大な事務が移譲されるのであります。本会が事務を取扱うことについては、行政不明審査法により不明による審査請求の場合も考慮して、資格審査委員会の設置をなし、登録及び登録抹消に対処す

るなど適正な事務の取扱が要求されており、それら諸体制の整備に慎重を期す必要がある。

日行連発第724号  
昭和47年9月10日

行政書士会  
会長 殿  
日行連役員

日本行政書士会連合会

会長 鈴木金蔵

## 自動車保険士法制定化反対決議書の送付とこれに伴う行政書士のあり方について

残暑厳しき折柄益々御清栄のことと拝察申し上げます。いつも乍ら本会の運営に当りましては、御協力賜わり厚く御礼申し上げます。扱、みだしの事については、本年6月17日の定時総会において決議がなされ、現在この線に則って日行連では弁護士会（日弁連）と意志の疎通を図り共闘態勢で立法化の反対運動にまい進していること

ろですが、各単位会においても十分にこの趣旨を徹底してあらゆる施策と、この種の情報の収集につとめ、いやしくも行政書士会々員が法の依りどころを持たない自動車保険士会へ入会したり、この種団体等へ講師として出張する等は、著しく行政書士の品位を失墜するもので誠に慎しむよう指導監督の徹底を期すようお願いいたします。

**自動車保険士法制定化反対決議書**  
現下の激増する自動車事故に伴い、自動車損害賠償保障法に基づく保険金、損害賠償額の請求事務取扱いその手続代行等、その他の業務を行なう権限を内容とする自動車保険士等制度の公認立法化に絶対反対する。

**理由**

- 1 行政書士業務は、行政書士法第1条に基づき他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する事項（実地調査に基づく図面類を含む）を作成することを業とする（第2項省略）ものであって、自動車損害賠償保障法第15条、第16条、第17条及び第72条の規定による保険金等の請求に係る書類を被保険者等の依頼を受け報酬を得て、これを作成することは、行政書士の業務範囲である。
- 2 上記1は、昭和47年5月8日付、自治行第33号、自治省行政局行政課長回答にて明らかなることである。
- 3 自動車事故に伴う自賠責保険手続事務に關しては、昭和41年当時より行政書士の業務範囲である権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む）作成の手続き分野として、専門的知識技能の修得に力を注ぎ、日本行政書士会連合会、各都道府県単位の指導の下、更に能力の向上にまい進して、依頼者に対し書類作成を通じ、依頼の趣旨を果しその便益に資している。
- 4 示談等、弁護士法第72条に抵触する行為は断じて許されず違法の秩序は固く守られるべきである。
- 5 以上大要の次第であって、日本行政書士会連合会は交通事故に伴う損害賠償額、保険金請求事務取扱手続代行等の業務を行なう権限を行政書士、弁護士以外の者に付与することを内容とする自動車保険士等、制度の立法化に絶対反対するものである。

日本行政書士会連合会定時総会  
（昭和47年6月17日定時総会に於いて）

## 「にせ行政書士」の排除について

にせ行政書士対策の一環として、左の文書に会員名簿を添えて、道内各関係官公署に要請することになりました。近く印刷の上各支部長に送付しますので、夫々適切に要望されます。ご承知の上今後の成果を期待しましょう。

北行 第107号  
昭和47年9月30日

各関係官庁宛

北海道行政書士会長 藤山 利夫

「にせ行政書士」排除についてお願い

各官公庁に提出する諸申請届出書類等の代理作成は行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）によって定められた行政書士会に入会している行政書士が行うことは既にご承知のとおりであります。昨年6月行政書士法の一部改正によって会の自主性の強化を図るため、会は公法人となり、官庁事務（行政書士の登録業務）も一部移譲され且つ自治大臣の監督は一層強化されて行政書士並に行政書士会の責務も規定されて一新された運営に入る段階になりました。

しかるに近時各関係窓口における許認可書類の申請状況をみるとその過半数以上が行政書士の資格を持たない無資格者である個人（行政書士の資格なき司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、不動産業者を含む）又は会社、団体、組合等が、しかも報酬を得て代理作成の上提出されているものも見受けられるのであります。貴庁における窓口受理は提出書類の整備のみ審査されることで足りることでありましようが、このような無資格者の代理行為は行政書士法第19条

### ◎常任理事会

とき 昭和47・8・14

ところ 札幌市、市民会館

出席者 藤山会長、星、白坂、榎波副会長、黒島、長谷川、高田、成田、荒、石川、木川、中野、各常任理事

#### 協議事項

議案1号 昭和47年度上期の運営経過報告

○道助成金の要請について現在迄運動を行った経過について報告

○にせ行政書士対策について認識を求め、今後の対策に協議を乞うため、道議会に出向して要請したことを報告

○日行連総会に出席した経過報告

○細部の事項は記載省略

議案2号、昭和48年度事業計画について  
総務、企画、業務研修、経理、の各部長より明年度の事業計画について発表された。その中で新しい計画として総務部では

「登録事務」が益々開始される、今後日行連の指導と、道庁、支庁と綿密な打合せの上万全の態勢を作る計画

企画部では

「報酬額の改定研究」をとりあげている。業務研修部との関連もあるが、連携して合理的に具現する計画

業務研修部では、

7の専門委員会の効率化を図り、作りあげた業務資料を

1 会員に配布する、（なるべく無償で）

### 会務報告

#### ◎部長会議

とき 昭和47・8・11

ところ 於 本会事務局

出席者 藤山会長、星、白坂副会長、石道、黒島、成田、長谷川、各部長

#### 1 協議事項

(1) 昭和48年度事業計画と予算策定について

道助成金申請のための資料として明年度予算について各部の意見、計画を尊重してまとめた。

2 研究会、講習会はこの業務資料を活用したい。  
3 会員の希望を聞いてそれぞれ個々の会員を7の部門に区分して今後はその部門を単位として研修会その他の事業も考へてゆきたい。

議案3号 昭和48年度収支予算について  
道助成金申請のために作成した予算として協議を求め若干の修正をして同意を得た。

議案4号 昭和47年度下期の業務諸案について  
次のとおり決定した。

- 1 行事予定  
全道業務研修会開催  
日時 11月11・12日2日間  
場所 札幌市南4条西13丁目  
於 都市会館
- 2 会議予定  
10月10日 業務研修部会と交通専門委員会の合同会議  
11月12日 理事会  
11月13日 支部長会  
8月26日 日行連、会長会と登録事務担当者指導会議  
8月27日 日行連、幹部業務指導者会議  
議案5号 諸規程について  
11月10日迄に完成する。

議案6号  
1 農地専門委員一名欠員のため次の方に委嘱する。  
(札幌支部 藪田 貞治)

### 各部のうごき

◎運輸専門委員会  
とき 昭和47・9・10  
ところ 札幌市、自治会館

れている状態であり、これは直ちに行政書士法第19条第1項により処罰されるべき違反行為であります。従って、このまゝ、無関心に窓口受理を放任されると法的にも公序を乱し社会の誤解をまねく結果となるので今後は窓口方針を確立して、「にせ行政書士」は嚴重に排除を取計されるよう措置いただきたくお願いいたします。

追って本会会員が作成する書類には必ず行政書士氏名を記載し職印を押印して提出するようさせるので、この点を含みの上ご指導下さるようお願いいたします。

### 回答文

昭和47年8月9日  
北海道行政書士会  
札幌支部長 野崎 幸殿  
札幌市区農業委員会連絡協議会  
会長 田 中 忍

区農業委員会連絡協議会における  
決定事項等の通知について

8月7日の協議会において決定した事項および札幌市から報告のあった事項につき、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 農地法に係る諸申請について  
行政書士会札幌支部から要請のあったこの件については、申し出の主旨にそって協力することとする。



出席者 藤山会長、星副会長、黒島業務研修部長、大淵、葛西、舛井、笠井、各委員

協議事項  
1 作成資料の編集について  
○個人タクシー及び一般区域貨物自動車運送事業に伴う申請様式編集、印刷を10月中に完成するように作業を進めることにした。  
○11月より研修資料として活用できるようにする。  
2 その他の資料作成について  
○明年度は第2集として自動車登録申請、ハイタク申請手続様式を作成する。  
3 自動車登録、その他諸申請に関連する各種団体との接渉について  
○日行連が主体性をもって中央作戦で積極的に働きかけるようにする。  
○陸運局と懇談裡に行政書士の認識をもってもらうようにする。

### 各支部のうごき

○網走支部研修会  
一、日時場所 9月9日北見市、北見会館  
二、研修科目  
自賠責請求事務手続について  
講師 本会交通専門委員長 木川 政蔵 氏

○10月6日旭川支部研修会予定  
○10月7日室蘭支部研修会予定  
○10月7日函館支部研修会予定

### 行政書士登録事務

### 自治省の回答

日行連が自治省に対し登録事務について質疑したのについて、次のように回答があったので、お知らせします。

記

問1 行政書士の名称に「特殊法人」と冠することは、さしつかえないか。  
答 適当でない。

理由 特殊法人とは、特別法により国策上または公共の利益のため設置され、政府の出資を受けあるいは政府による役員任命等、特別の監督を受ける法人をさすのが通常である。

問2 行政書士会が、登録申請を拒否した場合、又は登録を抹消した場合、申請者又は抹消された者に対し法6条の3第1項、7条第3項の審査請求をすることができ、教示する必要があるかどうか。  
答 教示しなければならない。

理由 行政書士会は、行政庁として登録拒否、又は登録抹消の処分を行うわけであり、行政不服審査法57条の規定により、教示の義務があるものと解される。

問3 職印届の提出は、登録の直後でなく、入会時あるいは業務を始める時に提出すればと思うがどうか。  
答 入会届を提出するまでに提出があれば、さしつかえないものと解する。

理由 登録後すみやかに提出すべし、とするのが法意ではあるが、行政書士会に入会しない限り、職務を行うことができないのであるから、職印は入会時までに作成すれば足りるものであり、入会時までに提出があれば、法の運用上の支障はない。

### ◎札幌支部 農業委員会に要請

札幌支部では会員の職域確保を図るため、地元農業委員会に対して次の要請を行い、協力する旨の回答を得た。

- 要 注 文  
一、別紙のとおり  
回 答 文  
一、別紙のとおり

### 要 請 文

北行札第8号  
昭和47年7月10日  
札幌市区農業委員会連絡協議会長  
田 中 忍 殿  
北海道行政書士会  
札幌支部長 野崎 幸

農地法に係る諸申請について

最近農地法に基き農業委員会に提出される諸申請、届書類の作成は、ご承知のように本人の申請を除き「他人の依頼をうけて報酬を得て官公署に提出する書類の作成」であり、行政書士法第1条に明示されている行政書士の業務であります。

しかるに現在の申請の状況を見ますと、その過半数以上が行政書士の資格を持たない司法書士、土地家屋調査士、不動産業者等によって代理作成され提出をさ

問4 行政書士会員が会費を滞納し退会、あるいは除名、退会処分を受け、その後再入会を希望した場合、行政書士会は再入会を拒否できるか。  
答 除名事由が消滅しない等正当な事由がある場合は、会員となることができない旨、又は再入会を拒否することができるものと解する。

### 法令用語の知識(2)

#### 選択的接続詞である 又は若しくはについて

「又は」も「若しくは」も同じ意味であるが、単一に用いるときは、「又は」を用い、選択される語句に段階があるときには、「又は」を用い、選択される語句に「又は」を用い、小さい選択的連結には「若しくは」を用いる。選択的連結が三段階以上になるときは、一番大きい連結だけに「又は」を用い、その他の連結にはいくつ段階があってもすべて「若しくは」を重複して用いる。

たとえば、「副知事若しくは助役にも事故があるとき若しくは副知事若しくは助役も欠けたとき又は副知事若しくは助役を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたとき」(地方自治法157条)。



【随筆】

# 過保護

網走支部長 佐藤 三千三

「這えば立て、立てば歩ゆめの親心」これは親の我が子に対する切せつたる愛情を表現したものである。勿論この愛情の中には法律上の保育の義務、保護の責任は親は意識せず、ひたすら愛情のみの発露である。近時青少年の非行防止のための保護対策、又は交通事故による被害者保護対策、公害による被害者の救済保護等々。保護という言葉が今日ほど乱用された時代は、過去にも例がないであろう。その保護の度あいが過剰になると、所謂過保護といわれて逆効果となる。

即ち自から立ちあがろうと云う本能若しくは意欲がなければ、折角の保護の精神があだになり、地力本願となる。

それにつけて考えられるのが、行政書士を含む類似資格のうち、その殆んどが何等の形で庇護というか保護とでもいうか恩典に浴していたといえる中で、ただひとり行政書士という資格のみは、うち外におかれたかの状態で、二十数年は全く生れたまま。否それ以前の未熟児のような成育ぶりであったが、昭和四十六年十二月の行政書士法改正施行という大手筈が功をそうしたのか、急激に発育のきざしが見えだした。即ち、業務研修部及び各種専門委員会等の活躍は瞠目にあたいする。

過保護で育った所謂温室育ちは、なまよしくて衰快さがなく、それに比して自からの本能と已れから立ち上がろうとする意欲で育ったものは何ものにも、めげない強じんさがある。このことは、行政書士全体のよろこびとしなければならぬ。

ねがわくば行政書士各自が會長以下役員、いわゆる保護の手を待つことなく、お互に、しつた勉勵して、その実をあげようではないか。

## 会員名簿の正誤

(下記のように誤りがありましたので繰んで訂正いたします。)

支部	会員番号	氏名	誤	正
室蘭	998	近藤重明	01442(2)5018	01442(3)5018
空知	936	篠田久雄	016435 29	01643(5)2429
釧路	894	徳永滋男	北大通12の1	北大通13丁目1番地
札幌	890	清水松蔵	南4条西2丁目	南4条西21丁目
役員	9ページ	井上 蔵	目梨郡白町栄町119	目梨郡羅白町栄町119
札幌	675	猪口伊久馬	〃 中央区	札幌市中央区
函館	1,156	原 隆俊	〃 堀川町	函館市堀川町
日高	605	伊東幸治	伊藤幸治	伊東幸治

## 会員のうごき

昭和47年8月31日現在

月日	事由	支部	会員番号	氏名	住 所	電 話
8. 1	入会	札幌	1,404	吉田竹次郎	札幌市白石区菊水北町8丁目26	011 (811)7370
4	"	網走	1,405	宮下 豊	紋別市花園町2丁目387の1	01582 (3)2290
11	"	旭川	1,406	藤川 實	旭川市本広1条3丁目7番地の50	0166 (51)2097
12	"	小樽	1,407	中野 幸一	岩内町高台11番地の5	01356 (2)1655
19	"	札幌	1,408	沼田吉次郎	札幌市中央区北4条西12丁目1ほくそうビル	011 (241)0798
24	"	網走	1,409	秋山虎男	北見市北1条西4丁目 西隆ビル	01572 (4)5179
26	"	札幌	1,410	川瀬豊秋	札幌市南区藤野262番地の70	
8	退会	旭川	1,078	池田秀策	旭川市8条1丁目	
29	"	札幌	675	猪口伊久馬	札幌市中央区北14条西15丁目	
24	"	札幌	1,380	笹岡武雄	札幌市東区中沼町118番地	
7	"	十勝	319	佐々木行雄	帯広市西6条南5丁目3番地	01552 (2)5000
19	"	札幌	1,095	山本 清	札幌市西区琴似町発寒962-2-2-205	011 (661)1550
"	"	札幌	414	太田 廉太郎	札幌市中央区北1条西9丁目 富田ビル2F	011 (241)1866
"	"	札幌	900	松本 要一	札幌市中央区北1条西8丁目 九二ビル	011 (261)7837
21	"	網走	934	三浦武雄	紋別市幸町2丁目2番地	01582 (3)3526
"	"	札幌	423	原 園 知	札幌市南区川治479	011 (571)6371

## 編集後記

編集委員は発行月と異なりますと掲載資料の不足に頭を悩ましている有様です。会員の皆さんはご多忙とは存じますが、随筆、感想文、意見希望事項などとしし寄稿して下さい。

本月号に寄稿下さいました網走支部佐藤三千三先生には深甚なる感謝の意を表します。

当会の現在の会報表紙のデザインを昭和四十八年新年号より新しいものに変えたいと思います。永年に亘つての現在の表紙には愛着を感じますが時世の流れと共に日本も新時代に進む現今の社会情勢からみても新風を吹きこんだ漸進で迫力ある表現のデザインを広く募集致します。

白黒、カラ、規格は自由です。ご意見希望をお寄せ下さいれば幸いです。◎明年は丑年です。丑年生れの方新年号に掲載しますから感想文をお寄せ下さい。

5丁目  
士会  
4061番  
24

印刷所  
2丁目  
番

第六十六号もくじ